

加古川市若者応援クーポン給付事業実施要綱

令和7年3月5日

こども部長決定

（目的）

第1条 本要綱は、物価高騰が長期化する中、特に生活や修学等に大きな影響を受ける高校生・大学生世代の者を対象に、生活必需品や修学に必要な消耗品等にかかる費用を支援するため、デジタルクーポン（以下「クーポン」という。）を給付する加古川市若者応援クーポン給付事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、加古川市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の全部又は一部を、適切な事業運営が可能と認められる者に委託することができる。

（事業の対象者）

第3条 本事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）とする。ただし、クーポンが発送される前に死亡した者は、対象外とする。

- （1）令和7年5月1日において加古川市の住民基本台帳に登録されている者のうち、平成15年4月2日から平成22年4月1日までの間に生まれた者
- （2）前号に規定する者に類するもので、市長が認める者

（定義）

第4条 本要綱において「保護者」とは、対象者の親権者、未成年後見人、児童養護施設の長、その他対象者を扶養し、又は監護する者をいう。

- 2 対象者が成年被後見人である場合においては、「保護者」には対象者の当該成年後見人を含むものとする。

（クーポンの内容及び利用方法）

第5条 クーポンは、対象者1人当たり15,000円相当とし、キャッシュレスポイント（以下「ポイント」という。）へ交換できるものとする。ただし、ポイントへの交

換を希望しない対象者には、申出に応じてカタログギフトの送付等の代替手段を講じるものとする。

- 2 対象者は、市から送付される通知に記載された二次元コードの読み取り若しくは電話等により、ポイントへの交換又は代替手段の申込みを行うものとする。ただし、対象者が未成年である場合又は成年被後見人である場合はその保護者が代理で申し込むことができる。

（クーポンの給付方法）

第6条 市は、対象者を住民基本台帳等により把握し、対象者に確実に到達する手段により通知を送付する。

- 2 ドメスティック・バイオレンス等により加害者から避難している場合など、前項の通知を受け取ることが難しい者のうち、クーポンの給付を希望するものは、別に定める様式に必要書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

（クーポンの交換期間）

第7条 クーポンの交換期間は、令和7年7月15日から同年9月15日までとする。

ただし、本事業の委託契約の締結等の遅れにより、クーポンの給付開始時期に影響が生じた場合は、市長が必要と認める範囲で交換期間を変更することができる。

- 2 前項の交換期間を過ぎた場合は、対象者は、ポイントへの交換及び代替手段の申込みを辞退したものとみなす。

（不当利得の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段によりクーポンの給付を受けた者に対し、クーポンの無効化等の措置又は受給相当額の返還命令を行うことができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第9条 クーポンの給付を受ける権利は、対象者に限り、第三者へ譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、対象者が未成年である場合又は成年被後見人である場合は、その保護者が受領し、及び管理することができる。

（補則）

第10条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。